

印刷公表されていない論文を学位論文等として取り扱う ことに関する申合せ

〔平成8年6月13日〕
〔大学院委員会〕

京都府立医科大学大学院医学研究科博士課程に4年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた後に退学した者が、退学後1年以内に提出する論文が専門学術誌に公表されていない場合であっても、学術誌発行機関の掲載予定証明書又は論文受理証明書があれば、医学系研究委員会の議を経て、当該論文を博士論文とすることができる。

また、京都府立医科大学大学院医学研究科博士課程修了予定者が学位を申請する場合において、論文が英文専門学術誌である時に限り、印刷公表されていない場合であっても、当該論文について学術誌発行機関の掲載予定証明書又は論文受理証明書があれば、研究委員会の議を経て、当該論文を博士論文とすることができる。

なお、印刷公表されていない論文を学位申請の参考論文とすることについても上記の取扱いと同様に取り扱うものとする。

附 則

この申合せは、平成8年7月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成9年2月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成19年4月1日から施行する。